

川崎臨海部道路等に関する企業・行政懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎臨海部における産業基盤の強化及び活性化を目指し、物流などの経済活動を支える道路等の安全かつ円滑な機能を確保するため、川崎臨海部道路等に関する企業・行政懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎臨海部における道路等に関する情報・意見交換
- (2) 川崎臨海部における現況道路等の諸問題に関する意見交換
- (3) 川崎臨海部企業及び本市とのその他の情報交換に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、座長、副座長及び会員をもって組織する。

- 2 座長には建設緑政局総務部長を、副座長には特定非営利活動法人 産業・環境創造リエゾンセンター専務理事をもって充てる。
- 3 会員は別表のとおりとする。

(会議の開催)

第4条 懇談会は、座長が必要と認めるときに、座長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、建設緑政局総務部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 5月 27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 11月 16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 2月 10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 11月 19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 9月 14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 8月 31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 12月 14日から施行する。

別表

役 職	名 称
座 長	川崎市建設緑政局総務部長
副座長	産業・環境創造リエゾンセンター専務理事
会 員	旭化成株式会社
	味の素株式会社
	株式会社クレハ環境
	E N E O S 株式会社
	J & T 環境株式会社
	J F E アーバンリサイクル株式会社
	J F E エンジニアリング株式会社
	J F E スチール株式会社
	J F E プラリソース株式会社
	株式会社レゾナック
	株式会社デイ・シイ
	東亜建設工業株式会社
	東亜石油株式会社
	東京ガス株式会社
	東京電力エナジーパートナー株式会社
	東京電力パワーグリッド株式会社
	株式会社浜銀総合研究所
	富士電機株式会社
	綜合警備保障株式会社

	川崎市建設緑政局広域道路整備室担当課長
	川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課長
	川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課長
	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
	川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課長
	川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所長
	川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長
	川崎市上下水道局下水道部下水道管路課長
	川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
	川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長
	川崎市経済労働局経営支援部経営支援課長
	川崎市港湾局港湾経営部整備計画課長
	川崎市港湾局川崎港管理センター港営課長
	川崎区役所道路公園センター担当課長（管理）
	川崎区役所道路公園センター担当課長（整備）
事務局	川崎市建設緑政局総務部企画課長